厚生労働省保険局 医療介護連携政策課長 山田章平 様

> 公益社団法人日本柔道整復師会 会長 長尾淳彦 全国柔道整復師統合協議会 共同代表 岸野雅方 田中威勢夫

施術所におけるマイナ保険証利用促進のための支援を求める要望

令和6年12月2日の保険証廃止までの間に、より多くの国民にマイナ保険証の利用体験を持っていただくため、医療機関や薬局等では「マイナ保険証利用促進集中取り組み月間」が設けられ、マイナ保険証利用人数の増加量に応じて一時金が支給されるなど、必要な支援が行われております。

しかしながら、「マイナ保険証」の利用率は、令和6年7月時点で11.13%にとどまっており、令和6年12月2日の保険証廃止に向けて、利用促進を図るための新たな対応が求められております。

国民医療の一翼を担うあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の施術所(以下、「柔道整復師等の施術所」とする)におきましては、令和6年4月1日より「オンライン資格確認(資格確認限定型)」の運用が開始されております。

全国に約51,000ヶ所ある柔道整復師の施術所につきましては、令和3年度の柔道整復療養費の支給件数は約3,933万件(全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、市町村国保・国保組合※)であり、予約、院内ポスター掲示、リーフレットの配布、窓口での声掛けなどを行うことにより、マイナ保険証利用促進に大きく寄与することができます。

柔道整復師等の施術所におきましても、①各々のHP等への掲載、②ポスター掲示と患者への リーフレット等の配布、③窓口や待合室、施術時に患者への声掛けの徹底、④全国統一日を決め たSNS等での一斉掲載などを行うことにより、国民へのマイナ保険証の利用促進に寄与してまい りたいと考えております。

つきましては、私どもによるマイナ保険証の利用促進を図るための活動について、ご支援を賜りますよう要望いたします。

※出典:「国民健康保険事業年報」、「後期高齢者医療事業状況報告」、「健康保険・船員保険事業年報」